## ◆拡大内容

○肝臓機能障害の方 対 (身体障害者手帳1級から3級の所持者に限ります。) 象者 ※65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しなけ れば対象になりません。 ○入院、通院と柔道整復 助 成 ○訪問看護 対 象 3歳未満および3歳以上 ○初診時一部負担金のみ 580円 で町民税非課税世帯に属 医科 する方 歯科 510円 柔道整復 270円 ○訪問看護 訪問看護基本利用料 (月額上限8,000円) ○入院時の食事療養標準負担額と生活 療養標準負担額 自己負担 ○医療費の1割 町民税課税世帯に属する 3歳以上の方 ※後期高齢者医療制度で、すでに自 己負担が1割の方は対象外 額 ・月額上限は、通院12,000円(個人ご と)、通院と入院44,400円(世帯ご と)。 ○訪問看護 訪問看護基本利用料 (月額上限12,000円) ○入院時の食事療養標準負担額と生活 療養標準負担額 ○対象者本人と対象者の生計を主として支えている人の所得が 次の限度額未満であること 扶養親族の数 所得限度額 所得要件 6,287,000円 0人 1人 6,536,000円 2人 6,749,000円 1 人増えるごとに213,000円ずつ加算 3人以上

医療費助成

事

困難となっている方も、 より肝臓機能障害が重症 11 海 いますが、 道 0 補 4 月 助 を受けて重 1日から給付対象者が拡大します。 医 助 療 7成の対象となりました。 化し、 度心身障 助 治療による症 成 害者を対 ま ŧ す 象に 4 状 0 改善が 医 療 費 見込 助 成

事

業を行っ

7

では、

北

これ 回

に

復

※扶養親族の方の状況によって、金額が加算される場合があり ます。

\* 問 対象者および対象者の のれ1 住 年 い合わせ り して支えている人で、 証 る 日 L 1 **7** ま 明 所 T 月 在 幕 が 得 1 11 住 白現 証明 た方は、平 で 0 先 54 市 きる書 た、在、 書 区 町 6 等、 町 幕 6 民 別町 村 類 前年 成 0 課 21 年 が で 生 2 玉 外 発 必 0 平 計 保 に 成 医 要 所 行 1 を 得さ月在21主

ます 害者医 ②健康保険被保険者証 提示してください 該当となる方に「重 健 0 康保険被保険者証 で、医 療費受給者証」 療機関等に受診 を 度 交付 心 と 身 緒 0

①身体障害者手 持参のうえ、

対象とな

る方は、

次

の

書

類

、申請してください

申請

11 makubetsu 2010.4